

## 令和7年度信州やまなみ国スポ・全障スポ広報用動画制作業務仕様書（案）

### 1 業務名

令和7年度信州やまなみ国スポ・全障スポ広報用動画制作業務

### 2 目的

令和10（2028）年に長野県で開催される「信州やまなみ国スポ・全障スポ（第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会）」（以下、「両大会」）を広く県民に周知し、大会開催に向けた気運醸成を図るため、大会開催や競技、選手等を紹介する広報用動画を制作し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」行動につなげる。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

※各動画の納品日は「6制作スケジュール」を参照すること。

### 4 内容

次の（1）～（3）について、委託者と協議の上、企画立案、取材、制作、写真撮影、校正を含む編集全般の業務を行う。

#### （1）PR 動画制作（1種類）

- ・「2028年に長野県で大会が開催される」ことを伝える。
- ・大会愛称「信州やまなみ国スポ・全障スポ」、大会スローガン「行こう。それぞれの頂へ。」の趣旨を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人が一体となって大会に参加しているイメージを喚起できる内容とすること。
- ・60秒程度のPR動画の企画、撮影、編集等の制作を行うこと。
- ・大会会期決定後（2025年12月頃予定）は大会会期を挿入すること。
- ・映像にはナレーションやテロップの挿入、手話通訳など必要な情報保障を行うこと。

#### （2）競技／選手紹介動画制作（6種類）

- ・大会スローガン「行こう。それぞれの頂へ。」の趣旨を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人が「それぞれの頂」を目指す姿を伝え、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことにつながる内容とすること。
- ・動画を見た人がスポーツを「したい」「みたい」「ささえたい」と感じられる工夫を行うこと。
- ・1本あたりの動画の長さは3分程度とすること。
- ・10月から3月にかけて、月に1本ずつ動画を公開できるようにすること。
- ・映像にはナレーションやテロップの挿入、手話通訳など必要な情報保障を行うこと。
- ・SNS周知用の画像を複数枚制作すること。

【大会愛称】信州やまなみ国スポ・全障スポ

日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。

【大会スローガン】行こう。それぞれの頂へ。

頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の想い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

(3) 競技体感用V R動画制作 (4種類)

- ・選手視点の映像を用いて、競技が体感できるような内容とすること。
- ・4種目の動画を制作し、長さは各種目1分程度とすること。
- ・スタンドアロン型V Rゴーグル2台を購入し、制作した4種目の動画データを格納すること。視聴の際、4種目から視聴したい動画を選べるようにすること。
- ・制作した動画をYouTubeにアップロードできるようにすること。
- ・普段体感できない競技を前提に、トランポリン・スキージャンプ・飛込・棒高跳び等を想定しているが、契約後、協議の上決定する。

(4) A、Bの動画を活用した広告業務

- ・Web 広告や YouTube 等の媒体を活用し、A、Bの動画視聴数を多く獲得するための取組を行うこと。

5 想定している活用場面

(1) 大会P R動画

- ・県内プロスポーツチーム試合会場、広報ブース・イベント、県・市町村庁舎等で放映
- ・大会ホームページに掲載、大会公式 SNS や YouTube にて発信

(2) 競技/選手紹介動画

- ・広報ブース・イベント、県・市町村庁舎等で放映
- ・大会ホームページに掲載、大会公式 SNS や YouTube にて発信

(3) 競技体感用V R動画

- ・広報ブース・イベントで使用
- ・大会ホームページに掲載、YouTube にて発信

6 制作スケジュール

(1) 大会P R動画

|        |                |
|--------|----------------|
| 契約締結後  | 制作開始           |
| 7月末日   | 完成、納品          |
| 12月～1月 | 大会会期を挿入した動画を納品 |

(2) 競技/選手紹介動画

|      |         |       |         |       |         |
|------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 7月～  | 動画①制作開始 | 8月～   | 動画②制作開始 | 9月～   | 動画③制作開始 |
| 9月末日 | 完成、納品   | 10月末日 | 完成、納品   | 11月末日 | 完成、納品   |
| 10月  | 公開      | 11月   | 公開      | 12月   | 公開      |

|       |         |      |         |      |         |
|-------|---------|------|---------|------|---------|
| 10月～  | 動画④制作開始 | 11月～ | 動画⑤制作開始 | 12月～ | 動画⑥制作開始 |
| 12月末日 | 完成、納品   | 1月末日 | 完成、納品   | 2月末日 | 完成、納品   |
| 1月    | 公開      | 2月   | 公開      | 3月   | 公開      |

(3) 競技体感用V R動画

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 契約締結後 | 夏季競技のV R動画制作開始               |
| 10月末日 | 夏季競技のV R動画が格納されたV Rゴーグル2台を納品 |

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 12月～    | 冬季競技のVR動画制作開始           |
| 3月20日まで | 冬季競技のVR動画を追加したVRゴーグルを納品 |

## 7 成果物

- (1) 大会PR動画 制作動画を保存したDVD1部、動画データ (mp4)
- (2) 競技/選手紹介動画 制作動画を保存したDVD1部、動画データ (mp4)  
※動画①～⑥それぞれについて提出すること。
- (3) 競技体感用VR動画 制作動画を保存したDVD1部、動画データ (mp4)、データを格納したスタンドアロン型VRゴーグル2台
- (4) 委託業務完了報告書 紙媒体1部、編集可能なデータ

## 8 成果品の提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁3階  
第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会事務局  
(長野県観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局総務企画課広報・県民運動係)

## 9 完了検査

- ・受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- ・受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 10 実施体制

- ・業務統括責任者を置くこと。
- ・責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- ・責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、委託者からの求めがあった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

## 11 成果品の帰属

- ・委託により制作された成果品に関する一切の権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は委託者に帰属する。著作権者人格権を有する場合、これを行使しないものとする。
- ・委託者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
- ・著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理や費用負担をすること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。
- ・成果品等は下記のとおり二次利用できるものとし、取材対象者等に対して二次利用についての許諾を得ておくこと。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期

限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

<二次利用>

- ・両大会ホームページ、SNS（X、Instagram、Facebook）、YouTubeでの配信
- ・県庁舎、県内市町村庁舎での放映
- ・県準備委員会、市町村準備委員会、両大会関連団体等が実施する研修、会議、イベント等での利用
- ・両大会の開閉会式、競技会場、イベント会場等での放映
- ・その他、県準備委員会が認める時

12 個人情報の取得・保護・管理等

- ・受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 再委託

- ・受託者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- ・委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

14 その他

- ・競技／選手紹介動画及び競技体感用VR動画の取材対象者は、委託者との協議の上決定する。その後の必要な調整（取材依頼や日程調整等）は受託者が行うこと。
- ・動画公開前に取材対象者と取材対象者が所属する団体から動画の内容について事前に確認を得ておくこと。内容の修正を求められた場合は修正すること。
- ・契約の締結後において、県準備委員会の地位が継承された場合、本契約当事者の地位も継承されるものとする。また、県準備委員会の継承団体が解散した場合、契約に基づく県準備委員会の継承団体の当該成果品に関する権利は、長野県に継承されるものとする。
- ・本仕様書等に明示されていない事項、または業務上疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。
- ・受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- ・委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。